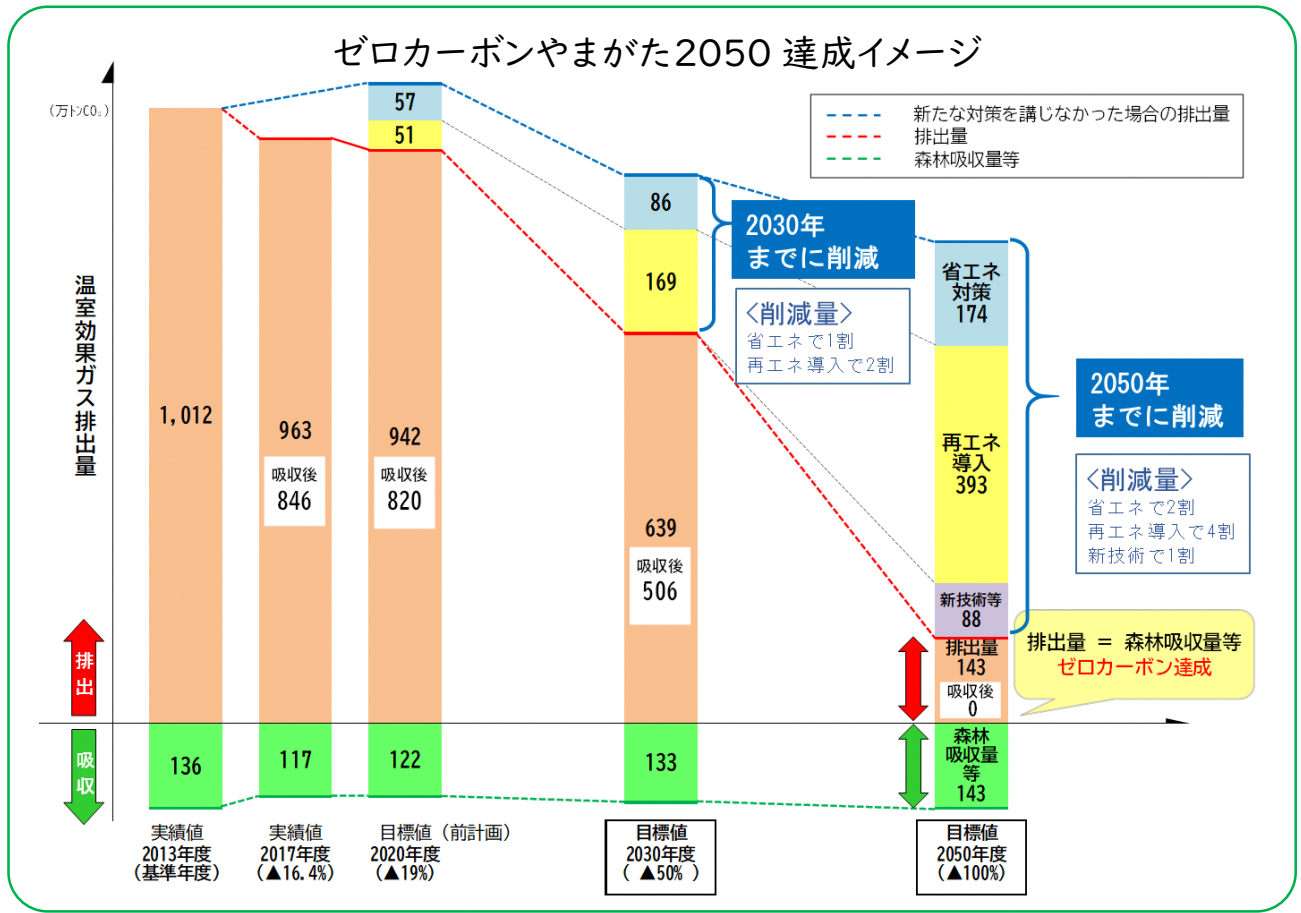


3 「ゼロカーボンやまがた2050」と「第4次山形県環境計画」

山形県では、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050」を令和2年8月に宣言しました。

そして、「ゼロカーボンへのチャレンジ」をテーマに、県の施策の展開方向を示す「第4次山形県環境計画」を令和3年3月に策定しました。

同計画の中では、ゼロカーボンやまがた2050の達成イメージを次のとおりとしています。



「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」(令和4年2月) 概要版より抜粋

①2030年まで

- 省エネ対策
- 再エネ導入
- 森林吸収源対策

により
温室効果ガス排出を
2013年度比で50%削減

②2050年まで

- 省エネ対策
- 再エネ導入
- 森林吸収源対策
- 新技術等

により
温室効果ガス排出を
100%削減
→カーボンニュートラル達成

第4次山形県環境計画の概要

～ ゼロカーボンへのチャレンジ ～

ゼロカーボン
やまがた
2050

計画の位置づけ

- ◆ 山形県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- ◆ 令和3年度～令和12年度（10年間）

背景と趣旨

- ◆ これまで、第3次山形県環境計画に基づき、環境の保全及び創造に関する各種施策を展開
- ◆ その結果、本県の豊かな生活や産業などが持続的に発展するための基盤が形成
- ◆ 一方で、地球規模で環境の危機が発生しており、国際的な合意の下、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速
- ◆ 「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」実現のため、新たに計画を策定し、目指すべき方向を提示

「第4次山形県環境計画の概要」（令和3年3月）より抜粋
（計画期間：令和3～12年度）

本県の現状（前計画目標の達成状況）

1 環境学習・環境保全活動への参加者数		
目標(R2)	現状(R1)	【現状】前倒して目標達成
167千人/年	176千人/年	
2 温室効果ガス排出量削減率 ※2013(H25)年基準		
目標(R2)	現状(H29)	【現状】概ね順調だが、更なる取組みが必要
△19%	△16.4%	
3 再生可能エネルギー導入量		
目標(R2)	現状(R1)	【現状】概ね順調だが、種別間でバラつきがある
67.3万kW	55.8万kW	
4 1人1日当たりのごみ排出量		
目標(R2)	現状(H30)	【現状】減少傾向だが、更なる削減が必要
820g	915g	
5 山岳観光者数		
目標(R2)	現状(R1)	【現状】目標達成に向け、更なる誘客が必要
856千人	789千人	
6 大気環境基準達成率		
目標(R2)	現状(R1)	【現状】目標達成
100%	100%	

施策の展開方向（6つのチャレンジ）

2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ

【施策の柱1】持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開

- 環境問題を「自分ごと」と捉え、意識改革・行動変容を促す**県民総ぐるみの新たな県民運動**の展開
- 若者を対象とした**SDGs学習会**の開催等による**担い手の発掘**・育成と活躍できる環境づくり
- 若者**環境パートナー**と連携したSNSによる情報発信等協働の取組み
- **環境情報総合ポータルサイト**の整備、SNSや動画等を活用した積極的な情報発信
- **SDGs、RE100、ESG投資セミナー**等の開催による企業における環境意識の醸成
- 本県ならではの**環境資源を活用した体験場の創出**
- 環境科学研究センターによる環境教室の実施、環境アドバイザー等の派遣による学習機会の創出

環境を守るの
県民一人ひとりが

環境学習・環境保全活動への参加者数
目標(R12)：210千人/年

【施策の柱2】気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現

- 省エネ・再エネによる**排出削減対策**と森林整備等による**吸収源対策**の総合的な推進
 <家庭> 建築・住宅団体等と連携した**やまがた健康住宅やZEH**等省エネ住宅の普及
 <事業所> デジタル社会に対応した**環境配慮型の事業運営**の普及、省エネ・再エネ設備の導入促進
 <自動車> 電気自動車（EV）等の次世代自動車の導入推進、「置き配」等の推奨
- 気候変動対策の**推進体制の強化**、**市町村と連携した取組み**の推進
- 環境負荷軽減のための**研究開発や設備導入等に対する支援**
- **気候変動適応センター**の設置（環境科学研究センター）による気候変動「適応策」の推進

気候危機を
止めよう

温室効果ガス排出量削減率
目標(R12)：△50%[H25比]

【施策の柱3】再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化

- 漁業や地域と協調した**洋上風力発電**など大規模事業の県内展開の促進
- (株)やまがた新電力のノウハウを活用した**地元密着型の地域新電力会社**の創出など**地産地消**の推進
- **地球温暖化対策**としての再生可能エネルギーの導入拡大・利用促進
- 再生可能エネルギーを活用した**地域課題解決**に向けたモデル事業の展開
- **V2H**等の新技術・仕組みを踏まえたEV等を活用した**災害対応力（レジリエンス）**の強化
- **自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和**を図り地域と協調した再エネの導入促進

再生エネを
創りつつ、使おう

県内電力総需要量に対する県内で発電された再生可能発電量の割合
目標(R12)：43.4%

【施策の柱4】3Rの推進による循環型社会の構築

- 県民運動等による**プラスチック削減**に向けたライフスタイル変革の促進
- 家庭・事業所における**資源ごみの分別・リサイクル**の促進
- 市町村や関係機関との連携による**食品ロス削減**
- 研究開発・事業化への支援やリサイクル製品認定制度の充実による循環型産業の振興
- **海岸漂着物**等の回収・発生抑制の促進による環境負荷の低減

プラスチックを
減らそう

1人1日当たりのごみ排出量
目標(R12)：810g

【施策の柱5】生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築

- 重要な生態系の保全・再生及び野生鳥獣の適切な管理、**鳥獣被害対策**の推進
- 自然公園施設の老朽化やオーバーユース等に対応した**施設の整備・維持管理・利活用促進**
- 地元住民による「やまがた百名山」の**環境整備の支援**、環境資産の保全意識の醸成
- 「『山の日』**全国大会**」を通じた、本県の山岳資源の魅力発信及び認知度向上

生物多様性を
守ろう

やまがた百名山等利用者数
目標(R12)：1,000千人

【施策の柱6】良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

- 大気・水・土壌環境の保全と活用（「**日本一空気のきれいな県**」の維持・活用）
- 生活排水対策としての**処理施設の整備促進**と適正な維持管理の確保
- 「里の名水・やまがた百選」などの**良好な環境の活用**による地域活性化
- 事業所における**化学物質の排出削減**と**災害時を含めた漏洩防止対策**の推進

日本一
きれいな
空気を

大気環境基準達成率
目標(R12)：100%

環境・社会の大きな変化

- ・ 気候変動リスクの拡大
- ・ **新型コロナウイルス感染症**
- ・ **自然災害の激甚化・頻発化**
- ・ 「新しい生活様式」の実践
- ・ 海洋プラスチック問題の顕在化
- ・ **デジタル化**の加速
- ・ 生物多様性の損失

持続可能な社会に向けた国際的な潮流

- 2015年 **SDGs** を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「**パリ協定**」の採択
- 2020年 「パリ協定」の本格運用開始

本県及び政府の決意

- 2020年8月 本県において「**ゼロカーボンやまがた2050**」を宣言
- 2020年10月 政府としてCO₂などの温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする方針を表明

目指す将来像

持続的発展が可能な豊かで美しい山形県
みんなで作るグリーンやまがた

目指す
将来の姿

- それぞれの主体がゼロカーボンに向け、生活の中に省エネ、再エネを取り入れ、環境に配慮した行動をとり、スマートで快適な暮らしを実現している。
- 県民の行動変容や企業のSDGs経営が浸透し、環境保全と経済成長が両立した持続可能な社会が実現している。
- 県民が気候変動への危機意識を持ちながら、その影響に適応し、安全・安心に暮らしている。

本県及び政府の決意

- 2020年8月
「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言
- 2020年10月
政府としてCO₂などの温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする方針を表明

施策の展開方向

2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ*

「第4次山形県環境計画の概要」(令和3年3月)より抜粋(計画期間:令和3~12年度)

1 気候変動の『緩和』

環境配慮と快適な暮らしが両立する省エネの推進			再エネ導入拡大	森林吸収源対策
	ソフト	ハード		
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆ HEMS等による省エネの見える化 ◆ 省エネ住宅普及推進員の養成、普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ やまがた健康住宅、ZEHの普及 ◆ 再エネ設備、蓄電池の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大規模事業の県内展開(洋上風力等) ◆ 地域新電力を活用した再エネの地産地消の推進 ◆ J-クレジット制度を活用したCO₂削減価値の見える化と県民への還元 ◆ 次世代エネルギーの利活用促進(水素エネルギー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ やまがた森林ノミクスの推進 ◆ やまがた緑環境税・森林環境譲与税の活用による森林整備 ◆ 間伐、再造林等の推進(CO₂吸収) ◆ 木材利活用の推進(CO₂固定)
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ゼロカーボンに向けた企業経営文化の醸成 ◆ デジタル社会に対応した環境配慮型の事業運営の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 省エネ、再エネ設備の導入 ◆ ZEBの普及 		
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ◆ エコドライブの推進 ◆ 「置き配」の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ EV、V2Hの導入と災害時活用 		
地域社会・農業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ コンパクトシティの推進 ◆ 地域公共交通ネットワークの充実 ◆ 農業に関する研究開発と技術の普及拡大 			
			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県民・市町村、事業者等県民各層による推進会議の設置 ◆ 県地球温暖化防止活動推進センター等関係機関と連携した地域における取組みの推進 ◆ 市町村実行計画(区域施策編)の策定支援 ◆ セミナー開催等、住民の理解促進や意識向上のための市町村と連携した取組みの推進 	

2 気候変動への『適応』

気候変動適応センターの設置
(環境科学研究センター)

- ◆ 気候変動に関する情報集約
- ◆ 県民への積極的な情報提供
- ◆ 気候変動適応セミナーの開催による普及啓発
- ◆ 分野別適応策の推進
- ◆ 国の気候変動適応センター等との連携

3 成長戦略としての環境の取組みの推進

- ◆ ゼロカーボンの流れをビジネスチャンスと捉えた「グリーン成長」の実現
- ◆ 企業の経営戦略としての、環境価値への意識醸成(SDGs経営、SBT・RE100・ESG投資等の啓発)
- ◆ 環境負荷軽減のための研究開発や設備導入等への助成、新技術・新製品開発等に係る助言
- ◆ 新たに環境関連市場への参入を目指す創業者に対する支援

森林環境税・森林環境譲与税

資料4-4

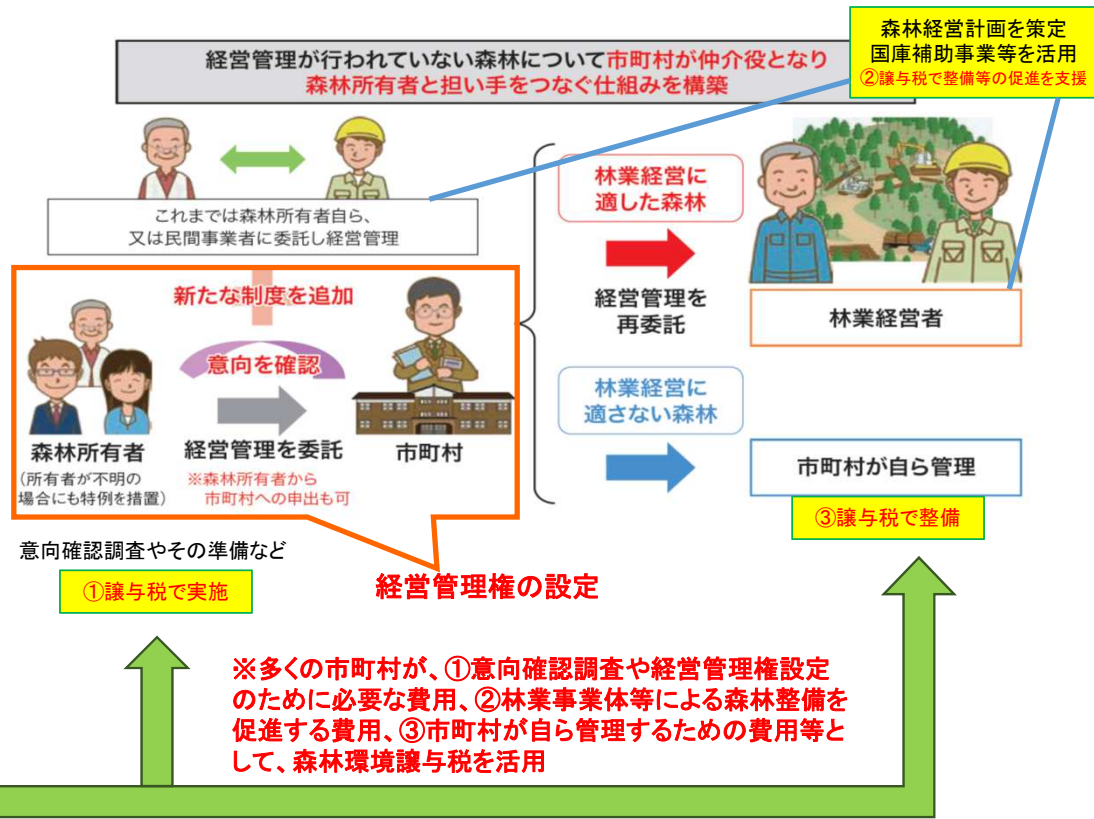
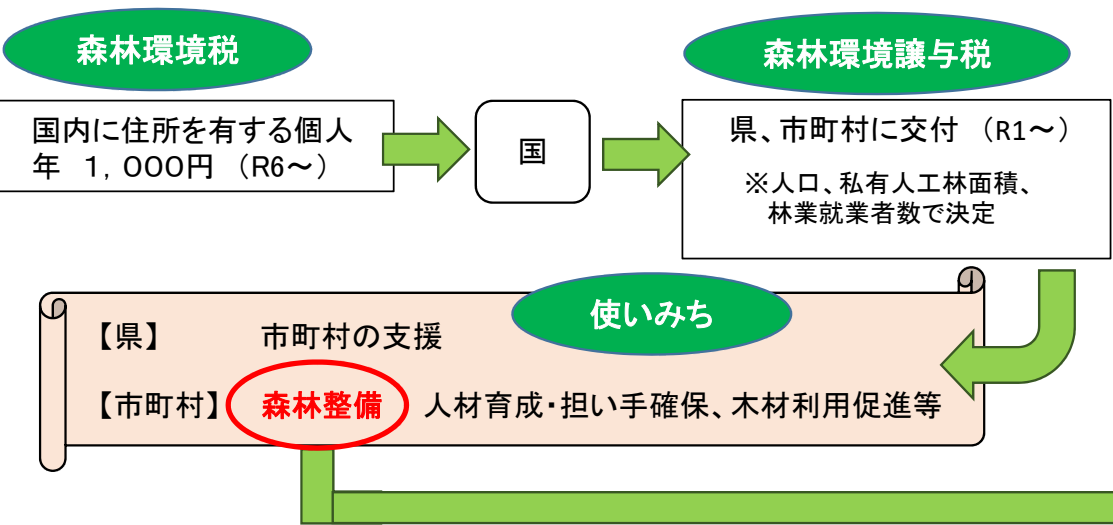
【創設の趣旨】

平成30年5月に成立した**森林経営管理法**を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や、災害防止を図るための**森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保**する観点から創設された。(令和元年度から市町村及び都道府県に対して森林環境譲与税の譲与が開始)
 その用途は、市町村では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林整備やその促進に関する費用に充てられ、県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てるとされている。

【森林経営管理制度(森林経営管理法)】

長期的な林業の低迷や森林所有者等の世代交代等により、森林の管理が適切に行われない事態が発生していることから、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、**経営や管理が適切に行われていない森林**について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステム。

【森林環境税・森林環境譲与税のしくみ】



やまがた緑環境税と森林環境譲与税の用途の整理 (対象事業)

資料4-5

【令和3年度までの仕組み】



【令和4年度からの仕組み】 森林環境譲与税とのすみわけ



市町村の経営管理権設定の進捗状況

R3末実績	市町村数	面積ha
所有者の意向調査準備	34	—
所有者の意向調査	16	1207.1
集積計画	4	160.2
森林整備	3	19.1

※森林経営管理制度で森林整備まで進んでいる市町村はほんの一部 (複数回答あり)

※森林整備を行っている3市町は、モデル地区による限定的な取組みである

- ※1 …スギ人工林を適正に維持管理するための間伐や森林作業道の整備、広葉樹が入り混じった森林に誘導するための強度の間伐など
- ※2 …病害虫等の被害を受けた枯損木の伐採、著しく景観が悪化した森林や人と動物との共存林の整備など
- ※3 …再造林経費、低質材などを木質バイオマス燃料等に利用するための搬出、ナラ枯れ被害のおそれのあるナラ林の伐採、材の搬出等に対する支援

【やまがた緑環境税と森林環境譲与税の用途の整理】

○ハード事業については、現在の事業スキームを継続。今後の森林経営管理制度による人工林整備の進捗状況を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行う。市町村が森林経営管理制度の経営管理権を設定する森林については、やまがた緑環境税の事業対象から除外する。

○ソフト事業については、現在の事業スキームを継続。市町村による森林環境譲与税の活用は、森林整備が優先されることから、引き続き実施する。

【やまがた緑環境税の必要性】

○荒廃のおそれのある森林12万ha (H28推計)のうち、第1期(H19~H28)に11,836ha、第2期H29~R3の5年間で、間伐等の森林整備を5,364ha実施してきた。管理放棄されている保全上重要な森林を山地災害防止などの公益的機能の高い森林に誘導するため、引き続き整備を進めていくことが必要である。

○豊かな緑を県民共有の財産として健全な状態で未来へ引き継ぐためには、森づくり活動や森林環境学習の取組みを通じて、引き続き県民みんなで支える森づくりを進め、意識の醸成を図っていくことが必要である。